# 4.1.1 給水装置工事申込書

給水装置工事申込書(様式集-様式4)には、以下の内容を記載すること。

- (1) 委任状
  - 申込者の意志を確認するものとして承諾中を得ること。
- (2) 管理承諾書公道分移管申請書

給水取出工事を伴う申込みはすべて承諾中を得ること。

- (3) 土地使用承諾書
  - 自己所有の土地でない場合は、土地所有者の承諾中を得ること。
- (4) 家屋使用承諾書

自己所有の家屋でない場合は、家屋所有者の承諾印を得ること。

(5) 代理人選定届

市長において必要があると認めたときは給水条例に定める事項を処理させるため、<del>給水区域に申込者が居住していない場合は代理人を選定し、</del>代理人の届出<del>印をする得る</del>こと。

(6) 管理人選定届

給水取出管を共有・共用又は市長が必要があると認めた<del>する場合は管理人を選定し、管理人の届出印をする得る</del>こと。

(7) 誓約書(備考欄)

標準水栓数を越えた場合は、申込者に水の出が悪くなる可能性があることを十分に説明したうえで、次の誓約文を記入し、申込者の承諾中を得ること。 『同時使用の場合水の出が悪くても異議を申しません。』

#### 4.1.2 申込書の添付書類

- (1) 新設の場合
  - ア 設計図書
  - イ 位置図・公図
  - ウ 給水装置工事使用材料調書(様式集-様式5)
  - エ 建築確認通知書又は受理証明書
  - オ 配水管布設願(前面道路に配水管が無い場合のみ添付)
  - カ 承認工事申請書(前面道路に配水管が無い場合のみ添付)
- (2) 改造の場合 ◆

【ページ番号が変わらないように調整】

ア設計図書

1行空ける

イ 位置図・公図

・4.1.2(1)オ、カ削除後に追記

- ウ 給水装置工事使用材料調書(様式集-様式5)
- エ 建築確認通知書又は受理証明書 増改築等の場合は添付すること。
- オ 給水装置所有者変更届 (様式集-様式 22:所有者変更の場合のみ添付) 所有者変更がある場合は添付すること。

カ 給水装置設置場所地番変更届 地番変更がある場合は添付すること。

### (3) 修繕の場合

ア 修繕工事申込書 工事完了後の提出でかまわない。 宅内の修繕に係わる場合に提出すること。

#### (4) 撤去の場合

ア 設計図書

設計図書に閉止箇所を記入すること。

#### (5) 受水槽式給水の場合

各工事種別ごとの書類と以下の書類を添付すること。

- ア 給水設備調書(様式集-様式6)
- イ 水理計算書
- ウ 受水槽構造図・受水槽詳細図
- エポンプ構造図
- オ 受水槽以降の平面図・立面図 給湯用・消火用の受水槽の場合は不要
- カ 受水槽式給水施設調査票(様式集-様式 7)
- キ 貯水槽水道設置届 (様式集-様式 8-1) 受水槽の有効容量が 10m³以下の小規模な場合のみ提出すること。
- ※ 設置届を提出後、変更事項が生じた場合は貯水槽水道届出事項変更届(様式集-様式 8-2)、廃止または休止する場合は貯水槽水道廃止・休止届(様式集-様式 8-3) をそれぞれ提出すること。

#### (6) 特別扱いに関する契約書を伴う場合

別紙「中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約について」に示すように、中高層住宅の水道等、特別扱いに関する契約書を伴う場合は、各工事種別ごとの書類と以下の書類を添付すること。

- ア 中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約締結依頼書
- イ R 栓番調書
- ウ 受水槽以降の平面図・立面図 ※各部屋番号を入れること。
- エ 各戸遠隔メーター及びメーター集中検針盤の構造図

#### (7) その他添付書類

- ア権利関係等で必要な書類は添付すること。
- イ 給水装置の統合又は分割を行う場合は、別紙「給水装置の統合分割」 を参照とすること。

#### 4.1.3 給水装置工事変更申込書(様式集-様式10)

- (1) 給水装置工事承認書(様式集-様式9)
- (2) 給水取出工事を含む場合は給水装置工事申込書(様式集-様式 1)を添付すること。
- (3) 設計図書

#### 4.1.4 給水装置工事中止届 (様式集-様式 12)

(1) 給水装置工事承認書(様式集-様式 9) 又は給水装置工事変更承認書(様式集-様式 11)

給水装置工事の承認を受けた者が、当該工事を中止しようとする場合に提出すること。

メーター出庫後であれば、既納の加入金は還付しない。

# 4.1.5 分岐承諾書

原則として、自己所有以外の給水装置からの分岐給水は認めないが、現場の条件等により分岐しなければ給水が不可能となる場合は、給水装置所有者の分岐承諾書(様式集-様式14)を得ること。また、土地使用承諾書(給水装置工事申込書の裏面参照)に必ず承諾印を得ること。さらに共用、共有する管については、管理人選定届(給水装置工事申込書の裏面参照)に印を得ること。

なお、親栓番の改造工事申込書を同時に提出すること。

#### 4.1.6 申請における留意事項

道路占用関係の書類と同時に提出すること。

標準水栓数は $\phi$ 13mm で 4 栓、 $\phi$ 20mm で 10 栓、 $\phi$ 25mm で 17 栓となっていることから、これを超える水栓数を設置する予定の場合、「同時使用の場合水の出が悪くても異議を申しません。」という誓約文を給水装置工事申込書(様式集-様式 41)の備考欄へ申込者が記入し、押印して提出する。

平面図における新設管は青の実線、既設管は黒の点線で明示する。

書類は、正本1部、副本1部の計2部作成し、左側2箇所のホッチキス止めを行い提出する。なお、建築基準法の確認済証のコピーは、副本には添付しない。

給水装置工事使用材料調書(公道部分:様式集-様式 5)は、公道部分を工事 する場合は全て添付する。

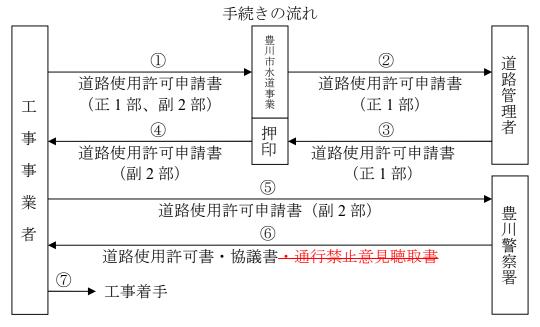
共同住宅の申請時は、道路から一番遠い部屋の申請において、全ての添付書類を提出する。ただし、他の部屋の申請においては、給水装置工事申込書のみ提出し、それ以外の添付書類については省略することができる。

#### 4.2 道路占用

#### 4.2.1 市道(都市計画道路を含む)の場合

#### 必要書類

- (1) 道路使用許可申請書(様式集-様式15)
- (2) 協議書(様式集-様式16)
- (3) 通行禁止(制限)意見聴取書(様式集-様式17)
- <del>(4)</del>(3) 位置図
- <del>(5)(4)</del> 通行制限図
- (6)(5) 平面図(工事方法を示したもの)
- (7)(6) 断面図
- (8)(7) 保安設備図、保安設備様式図道路標識図
- (9)(8) 水道管布設工事仕様書
- (10) (9)道路掘削図
- (11) (10)保安設備の様式図
- (42) (11)工事箇所の写真(両方向より撮影)
- ※ 交差点の場合は状況に合わせて異なる方向からの写真も追加すること。
- ※ 申請書は、工事着手2週間前までに市長へ3部提出すること。



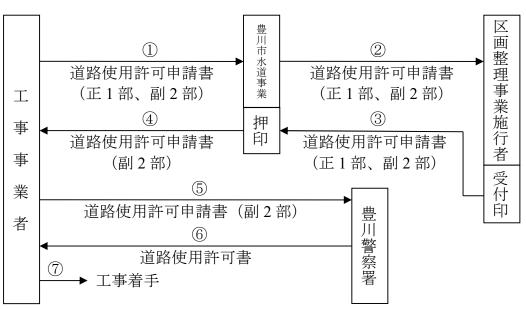
※ 下水道工事と同時施工する場合は、一つの道路使用許可申請書の中で手続きを 行うものとし、上水・下水のうち本管との接続箇所が申請地より遠くの方が手続 きを行うものとする。

#### 4.2.2 区画整理事業施行地区内道路の場合

#### 必要書類

- (1) 道路使用許可申請書(様式集-様式15)
- (2) 位置図
- (3) 通行制限図
- (4) 平面図(工事方法を示したもの)
- (5) 断面図
- (6) 保安設備図、保安設備様式図道路標識図
- (7) 水道管布設工事仕様書
- (8) 区画整理事業地区内工事仕様書
- (9) 道路掘削図
- (10) 工事箇所の写真(両方向より撮影)
- ※ 交差点の場合は状況に合わせて異なる方向からの写真も追加すること。
- ※ 申請書は、工事着手2週間前までに市長へ3部提出すること。

## 手続きの流れ



# 4.2.3 県道及び国道(国道1号線を除く)の場合

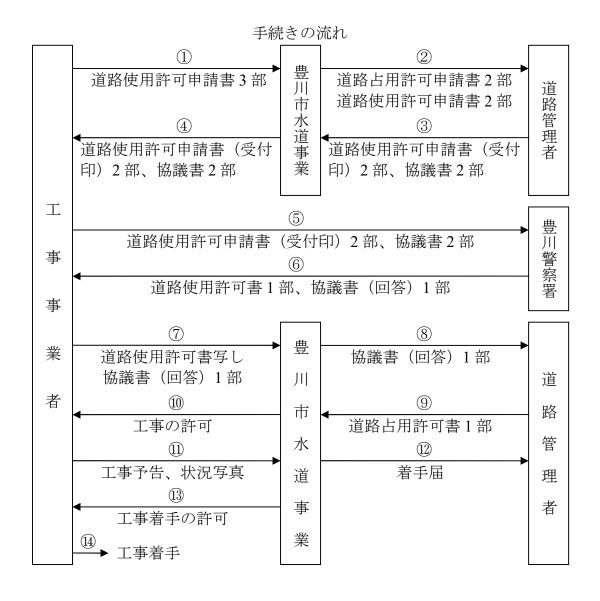
#### 必要書類

| 少女   | 安音規                            |     |  |  |
|------|--------------------------------|-----|--|--|
| (1)  | 道路占用許可申請書                      |     |  |  |
| (2)  | 前回許可書の写し                       |     |  |  |
| (3)  | 占用数量内訳書                        |     |  |  |
| (4)  | 工作物又は施設の構造                     |     |  |  |
| (5)  | 道路使用許可申請書                      | 3 部 |  |  |
| (6)  | 理由書                            | 3 部 |  |  |
| (7)  | 地下埋設物確認書                       | 3 部 |  |  |
| (8)  | 位置図、箇所図                        | 5 部 |  |  |
| (9)  | 公図の写し                          | 3 部 |  |  |
| (10) | 平面図(工事方法を表示したもの)               | 5 部 |  |  |
| (11) | 断面図                            | 5 部 |  |  |
| (12) | 道路掘削図(掘削・復旧面積計算)               | 5 部 |  |  |
| (13) | 通行制限図                          | 5 部 |  |  |
| (14) | 保安設備図、保安設備様式図 <del>道路標識図</del> | 5 部 |  |  |
| (15) | 水道管布設工事仕様書                     | 5 部 |  |  |
| (16) | 工事箇所の写真                        | 5 部 |  |  |
| (17) | 工程表                            | 3 部 |  |  |
|      |                                |     |  |  |

(1) から(4) は豊川市水道事業にて作成する。(5) から(17) は上記の部数を作成し、工事着手 4 週間前までに市長へ提出すること。

| (10) 平面図 (工事方法を表示したもの)                | 5 部 |
|---------------------------------------|-----|
| (11) 断面図                              | 5 部 |
| (12) 道路掘削図(掘削·復旧面積計算)                 | 5 部 |
| (13) 通行制限図                            | 5 部 |
| (14) 保安設備図、 <mark>保安設備様式図道路標識図</mark> | 5 部 |
| (15) 水道管布設工事仕様書                       | 5 部 |
| (16) 工事箇所の写真                          | 5 部 |
| (17) 工程表                              | 3 部 |

(1) から(4) は豊川市水道事業にて作成する。(5) から(17) は上記の部数を作成し、工事着手 4 週間前までに市長へ提出すること。



# 5 検査

#### 5.1 材料検査

給水管、継手類及び給水器具は、性能基準適合品を使用されている確認は、認定マーク等でおこなう。なお、配水管分岐部からメーターまでの給水装置については、「2.構造及び材質材料」に示すように規格品及び使用承認を受けた材料を使用すること。

## 5.2 水圧検査

竣工した給水装置に対して、メーターから二次側においての試験水圧 (1.75Mpa) を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常がないことを 確認すること。

#### 5.3 水質検査

既設管との接続時に残留塩素が 0.1mg/l以上となっていることを確認すること。 また、観察により、臭気、味、色、濁り等が異常でないことを確認すること。

#### 5.4 工事事業者検査

工事事業者検査は、事業者が社内で独自に行う検査で、給水装置申込書のとおり施工できているか確認するとともに、給水栓類を全開し吐水量や作動状況等が正常に作動しているかの機能検査を、また、使用水量がメーターを通過しているか確認すること。

## 5.5 検査の申請

竣工検査を受ける工事事業者は、工事完了後 2 週間以内に給水装置工事検査申請書及び竣工図、工事写真、検査用の給水装置工事検査申請書及び竣工図(写し)を提出し検査を受ける。なお、この検査には、給水装置工事主任技術者が立ち会うこと。

#### 5.6 竣工検査

給水工事の竣工検査は、次の各号に掲げる事項について行う。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 給水管の管種、口径、材質、延長及び埋設深度、メーター・止水栓・バルブ等の位置等について設計図との照合
- (2) 給水装置が構造材質基準に適合していることの確認。
- (3) 立ち上がり管及び給水器具等の取付状態
- (4) 水道管以外とのクロスコネクションの有無

- (5) 露出配管の防護措置(防寒、防食など)
- (6) 給水管の埋設深度の適否
- (7) 水圧試験 1.75Mpa 1分間
- (8) 公道上の埋め戻し、転圧、路面復旧の状態
- (9) その他管理上必要と認める事項

# 5.7 中間検査

給水装置工事竣工後において「56.6 竣工検査」各号の検査をすることができない場合は、中間検査を受けること。

# 5.8 指示書

竣工検査の結果、検査員が手直しが必要と認めた場合は、<del>その</del>指示書(様式集-様式25)で指示する。

## 5.9 再検査

竣工検査の結果、不合格の場合、給水装置工事主任技術者は速やかに手直し を行い、再度検査を受けること。

#### 6.2 受水槽

受水槽以下の給水装置の構造・設置については、「建築基準法施行令第 129 条の 2 第 5 項」及び「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準」 [昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号 (改正、昭和 57 年 10 月建設省告示第 1674 号、同 62 年 11 月同省告示第 1924 号)] によりその基準が定められている。

#### 6.2.1 受水槽の設置位置

受水槽の設置位置は、受水槽内の飲料水が汚染されず、保守点検を容易に行うに必要な空間が確保され、明るく清潔で、換気の良い場所に設置する。

受水槽を屋内等に設置する場合における保守点検に必要な空間は、図 6.1 のように受水槽の天井、底叉は周壁などすべての部分の空間が確保されていること。

また、受水槽を地下に設置する場合は、受水槽から衛生上有害なものの貯留、 叉は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満の場合は、図 6.2 のように受水 槽の周囲に必要な空間を確保すること。受水槽の上部器具類を設置することは 避けるべきであるが、やむを得ずポンプ、ボイラ、空調調和機等の機器を設置 する場合は、図 6.3 のように受け皿を設けるなどの措置が必要である。

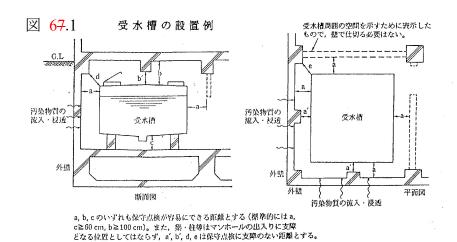


図 67.2 衛生上有害なものの貯留叉は処理に供する施設と 受水槽の関係

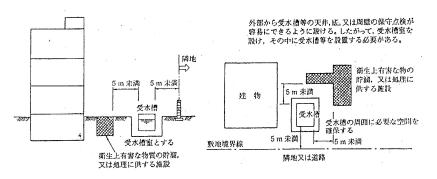
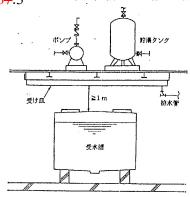


図 67.3 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例

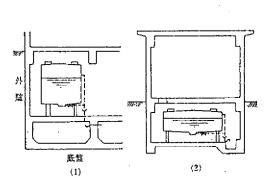


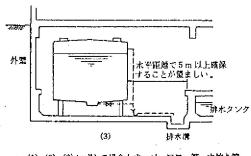
# 6.2.2 受水槽の構造

受水槽の構造は、以下の項目に適合しなければならない。

(1) 受水槽の天井、底又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用してはならない。

図 6.4 受水槽の設置例





- (1), (2), (3) いずれの場合もオーバーフロー管、木抜き管、 通気装置等を設けなければならない。
- (2) 受水槽の内部点検又は清掃の為に、容易に出入りができるよう直径 60 cm 以上のマンホールをタンク上部に設置し、タンク上部から 10cm 以上立ち上げるとともに、次に示す条件を満足するような措置を講ずること。
  - ア 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できない鍵付きの構造のも のであること。
  - イ 汚水、雨水など有害な物質が流入しないよう完全に密閉式、二重蓋等 の構造であること。
  - ウ 振動、風圧などで容易にはずれたり、隙間ができないような構造のも のであること。

# (3) 1日平均必要水量の算出

1日平均必要水量の算出は、表 2.52-に示す建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを考慮して算出すること。

1日平均必要水量の算出には、次の方法がある。

ア 一人一日使用水量×使用人員(又は単位床面積当たり人員×床面積)

イ 建築物の単位床面積当たりの使用水量×床面積

## (4) 受水槽容量の計算例

受水槽容量を求めた例は表 6.1 に示すとおりである。摘要欄に示す単位給水量は、前述の表 2.52—に示された一日あたり単位給水量の中間値を採用している。また、受水槽係数は 10 分の 5 として計算している。

表 6.1 受水槽容量の計算例

| 用途名   | 1戸当り標準水量     | 受水槽容量計算例               | 摘要                   |
|-------|--------------|------------------------|----------------------|
| 集合住宅  | 1日を15時間としてこの | 1戸4人で9戸の場合             | 使用者1人1日275 👯。        |
|       | 7.5 時間分を貯留する | 275 ドン × 7.5÷15×36 人   |                      |
|       | 7.5/15       | $= 4.95 \text{m}^3$    |                      |
| 保養所   | 1日を10時間としてこの | 使用者約 100 人の場合          | 使用者1人1日 650 ピス。      |
|       | 5 時間分を貯留する   | 650 ヴッ ×5÷10×100 人     |                      |
|       | 5/10         | $= 32.50 \text{m}^3$   | (使用者に従業員含む)          |
| デパート・ | 1日を10時間としてこの | 来客者約 1,000 人の場合        | 来客数1人1日22.5 👯。       |
| スーパー  | 5時間分を貯留する    | 22.5 ドパ×5÷10×1,000 人   |                      |
| マーケット | 5/10         | $= 11.25 \text{m}^3$   | (来客数に従業員含む)          |
| 官公庁・  | 1日を9時間としてこの  | 在勤者 100 人の場合           | 在勤者1人1日80%。          |
| 事務所   | 4.5 時間分を貯留する | 80 サッツ×4.5÷9×100 人     |                      |
|       | 4.5/9        | $= 4.00 \text{m}^3$    |                      |
| 総合病院  | 1日を16時間としてこの | 100 病床の場合              | 1 病床 1 日 2,500 %。    |
|       | 8時間分を貯留する    | 2,500 パン×8÷16×100 病床   | (設備内容により水量           |
|       | 8/16         | = 125.00m <sup>3</sup> | を加算する)               |
| 飲食店   | 1日を10時間としてこの | 延客者 200 人の場合           | 延客数1人1日92.5 ぱん       |
|       | 5 時間分を貯留する   | 92.5 hu×5÷10×200 人     |                      |
|       | 5/10         | $= 9.25 \text{m}^3$    | (延客数に店員含む)           |
| 小中普通  | 1日を9時間としてこの  | 生徒 1,000 人の場合          | 生徒 1 人 1 目 155 👯。    |
| 高等学校  | 4.5 時間分を貯留する | 155 ドル×4.5÷9×1,000 人   | ←155 ╎%/人 (生徒 1 人 85 |
|       | 4.5/9        | $= 77.5 \text{m}^3$    | ゚゚゚゚+プール加算分 70 ゚゚゚゚) |
|       |              |                        | (生徒数に教員含む)           |